

大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照表

○大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（確認大学等の設置者による授業料等の減免）</p> <p>第八条 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>4 第一項の文部科学省令及び前二項の政令を定めるに当たっては、配偶者と死別し、又は離婚した後婚姻をしていない者、婚姻によらないで父又は母となった者であつて現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの等により生計を維持する学生等が置かれている経済的な状況を踏まえるとともに、これらの学生等の間に不均衡が生じないよう適切な配慮をしなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>（独立行政法人日本学生支援機構法の一部改正）</p> <p>第五条 独立行政法人日本学生支援機構法の一部を次のように改正する。</p> <p>第十七条の二第一項中「は、」の下に「大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）第二条第三項に規定する確認大学等（以下この項において「確認大学等」という。）に在学する」を、「認定された者」の下に「（同法第十五条第一項の規定</p>	<p>（確認大学等の設置者による授業料等の減免）</p> <p>第八条 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>附 則</p> <p>（独立行政法人日本学生支援機構法の一部改正）</p> <p>第五条 独立行政法人日本学生支援機構法の一部を次のように改正する。</p> <p>第十七条の二第一項中「は、」の下に「大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）第二条第三項に規定する確認大学等（以下この項において「確認大学等」という。）に在学する」を、「認定された者」の下に「（同法第十五条第一項の規定</p>

による同法第七条第一項の確認の取消し又は確認大学等の設置者による当該確認大学等に係る同項の確認の辞退の際、当該確認大学等に在学している当該認定された者を含む。」を加え、同条に次の一項を加える。

4 第一項の文部科学省令及び前二項の政令を定めるに当たっては、配偶者と死別し、又は離婚した後婚姻をしていない者、婚姻によらないで父又は母となつた者であつて現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの等により生計を維持する学生等が置かれている経済的な状況を踏まえるとともに、これらの学生等の間に不均衡が生じないよう適切な配慮をしなければならない。第十七条の四第一項中「一部」の下に「を徴収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額」を加える。  
〔以下略〕

による同法第七条第一項の確認の取消し又は確認大学等の設置者による当該確認大学等に係る同項の確認の辞退の際、当該確認大学等に在学している当該認定された者を含む。」を加える。

〔新設〕

第十七条の四第一項中「一部」の下に「を徴収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額」を加える。  
〔以下略〕

本改正案による改正後の大学等における修学の支援に関する法律附則第五条による改正・対照表

○ 独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）（抄）

（傍線部分は改正部分、網掛部分は追加の改正部分）

改正後の大学等における修学の支援に関する法律による改正	改正前の大学等における修学の支援に関する法律による改正	現 行
<p>（学資の支給）</p> <p>第十七条の二 第十三条第一項第一号に規定する学資として支給する資金（以下「学資支給金」という。）は、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）第二条第三項に規定する確認大学等（以下この項において「確認大学等」という。）に在学する優れた学生等であつて経済的理由により修学に困難があるもののうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、特に優れた者であつて経済的理由により極めて修学に困難があるものと認定された者（同法第十五条第一項の規定による同法第七条第一項の確認の取消し又は確認大学等の設置者による当該確認大学等に係る同項の確認の辞退の際、当該確認大学等に在学している当該認定された者を含む。）に対し</p>	<p>（学資の支給）</p> <p>第十七条の二 第十三条第一項第一号に規定する学資として支給する資金（以下「学資支給金」という。）は、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）第二条第三項に規定する確認大学等（以下この項において「確認大学等」という。）に在学する優れた学生等であつて経済的理由により修学に困難があるもののうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、特に優れた者であつて経済的理由により極めて修学に困難があるものと認定された者（同法第十五条第一項の規定による同法第七条第一項の確認の取消し又は確認大学等の設置者による当該確認大学等に係る同項の確認の辞退の際、当該確認大学等に在学している当該認定された者を含む。）に対し</p>	<p>（学資の支給）</p> <p>第十七条の二 第十三条第一項第一号に規定する学資として支給する資金（以下「学資支給金」という。）は、優れた学生等であつて経済的理由により修学に困難があるもののうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、特に優れた者であつて経済的理由により極めて修学に困難があるものと認定された者に対して支給するものとする。</p>

て支給するものとする。

2・3 [略]

4 第一項の文部科学省令及び前二項の政令を定めるに当たっては、配偶者と死別し、又は離婚した後婚姻をしていない者、婚姻によらないで父又は母となった者であつて現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの等により生計を維持する学生等が置かれている経済的な状況を踏まえるとともに、これらの学生等の間に不均衡が生じないよう適切な配慮をしなければならぬ。

て支給するものとする。

2・3 [同上]

[新設]

2・3 [同上]